

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
平成24年度総合せき損センター増改築工事監理業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年4月1日	(株)山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号	契約の性質又は目的が競争に適さないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	17,262,000	—	—	当該工事について設計段階から一連の業務であるため。	14	
本部借上宿舎に係る賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年4月1日	(独)都市再生機構神奈川地域支社 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	85,360,800	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年4月1日	(株)沖縄産業振興センター 沖縄県那覇市字小椋1831番地1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,151,765	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
労働者健康福祉機構本部清掃請負業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年4月1日	(株)オール商会 東京都中央区銀座1丁目24番9号	事務所賃貸借契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	7,635,600	—	—	事務所賃貸借契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないため。	5	
照射赤血球濃厚液—LR「日赤」他	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 三浪 明男	平成24年4月1日	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 北海道札幌市西区山の手2条2丁目	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,414,744	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クリアボーン注他	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 三浪 明男	平成24年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28--45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	7,316,715	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機 構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年4月1日	日本赤十字北海道ブ ロック血液センター 北海道札幌市西区山 の手2条2丁目3-3	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	46,217,672	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機 構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年4月1日	公益社団法人日本アイ ソトープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	25,087,150	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機 構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年4月1日	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が 丘1丁目1番1号	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	34,620,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
血液	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成24年4月1日	北海道赤十字血液セン ター 北海道釧路市新釧路 町5番地	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	57,826,218	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	19,963,230	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
借上宿舍	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成24年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に いないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	4,704,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にいないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
借上宿舍	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成24年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	11,935,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	5	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成24年4月1日	釧路市上下水道部 北海道釧路市南大通2丁目1番121号	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	44,731,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
クリアボーンキット他65品 目	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	18,806,340	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液購入契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年4月1日	(認)青森県赤十字血 液センター 青森県青森市花園2-19-11	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	41,826,393	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
頭腹部血管撮影装置賃貸 借契約(再リース)	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年4月1日	ジーイーキャピタルリー シング(株) 東京都港区赤坂5丁目2-20	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,925,720	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	
職員駐車場用土地賃貸借 契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	900,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
ガス供給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年4月1日	八戸ガス(株) 青森県八戸市沼館3丁目6-48	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。	—	1,807,093	—	—	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。	19	
上水道供給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年4月1日	八戸圏域水道企業団 青森県八戸市南白山台1丁目11-1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	2,722,849	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
液化酸素1㎡	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成24年4月1日	(株)千代田 宮城県仙台市泉区天神沢1丁目18番19号	災害復旧後の安定供給を目的とし、契約の性質又は目的が競争に適さないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,246,397	—	—	災害復旧後の安定供給を目的とし、契約の性質又は目的が競争に適さないため。	19	
照射濃厚血小板 B型 10単位他 9品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成24年4月1日	(認)宮城県赤十字血液センター 宮城県仙台市泉区明通2丁目6番1号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	47,567,160	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム他 34品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	13,561,443	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成24年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	18,730,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成24年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	45,618,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
薬品単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成24年4月1日	(認)秋田県赤十字血液センター 秋田県秋田市川尻町字大川反233-186	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	7,375,883	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成24年4月1日	大館市建設部管理課 秋田県大館市中城20	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	6,294,948	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
放射性同位元素(ウルトラテクネカウ他)購入	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大和田 憲司	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	14,161,035	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
照射赤血球濃厚液LR-2 400ml他購入	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大和田 憲司	平成24年4月1日	(認)福島県赤十字血液センター 福島県いわき市中央台飯野5-1-1	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	22,036,058	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
血液製剤供給	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年4月1日	日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳2-1-67	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	12,686,856	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
放射性医薬品23品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	4,648,140	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものである ため。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年4月1日	神栖市水道局 茨城県神栖市溝口49 91-5	契約相手が唯一であり会計細 則第52条第6号に該当。	—	8,794,000	—	—	供給可能な業者が他にいな いため。	8	
医事業務(入院窓口・地域 医療連携・勤労者予防医 療)	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年4月1日	(株)メディカルムラネッ ト 東京都港区港南2-1 5-1 品川インターシ ティA棟32階	早急に契約を締結しなければ 診療に支障をきたし、競争に 付する暇がないことから、会計 細則第52条第1項に該当。	—	9,261,000	—	—	早急に契約を締結しなけれ ば診療に支障をきたし、競争 に付する暇がないため。	13	
放射性医薬品51品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 由佐 俊和	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	15,690,780	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものである ため。	1	
血液製剤45品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 由佐 俊和	平成24年4月1日	日本赤十字社関東甲 信越ブロック血液セン ター 東京都江東区辰巳二 丁目1番67号	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	96,709,499	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
アルブミン製剤5品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 由佐 俊和	平成24年4月1日	日本赤十字社関東甲 信越ブロック血液セン ター 東京都江東区辰巳二 丁目1番67号	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	12,916,596	—	—	血液製剤は当該業者以外購 入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
放射性同位元素購入クエン酸ガリウムGa67注射液37MBq他75品目	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	25,358,445	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液の購入(人全血液—L「日赤」A型400ml他40品目	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成24年4月1日	(認)日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳2-1-67	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	25,772,565	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
東京労災病院において使用する電気需給	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成24年4月1日	東京電力(株) 東京都品川区西五反田5-3-1	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。	—	82,365,805	—	—	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。	19	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	平成24年4月1日	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	37,129,530	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 調所 廣之	平成24年4月1日	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	48,310,387	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
輸血用血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市中区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成24年4月1日	(認)神奈川県赤十字血液センター 神奈川県厚木市愛甲1837	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	134,644,072	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町 3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	40,028,100	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものである ため。	1	
薬品(放射性同位元素)単 価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 宮下 薫	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区駒込2丁 目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	16,895,025	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものである ため。	1	
薬品(血液製剤)単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 宮下 薫	平成24年4月1日	(認)新潟県赤十字血 液センター 新潟県新潟市中央区 関屋下川原町1-3- 12	血液製剤は当該業者以外購 入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	95,206,047	—	—	血液製剤は当該業者以外購 入できないものであるため。	1	
水道需給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 宮下 薫	平成24年4月1日	燕市企業局 新潟県燕市白山町2- 7-27	契約相手が唯一であり会計細 則第52条第6号に該当。	—	10,777,168	—	—	供給可能な業者が他にいな いため。	8	
赤血球M・A・P他	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 松原 要一	平成24年4月1日	新潟県赤十字血液セン ター 新潟県新潟市中央区 関屋下川原町1-3- 12	血液製剤は当該業者以外購 入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	23,890,323	—	—	血液製剤は当該業者以外購 入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム 他	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 松原 要一	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 二丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	10,997,175	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 松原 要一	平成24年4月1日	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1-1-3	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	29,588,945	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
血液売買	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成24年4月1日	静岡県赤十字血液センター 静岡県静岡市葵区北 安東四丁目27-2	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	57,712,244	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
放射性医薬品売買	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成24年4月1日	社団法人日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込 二丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	26,822,097	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであ るため。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成24年4月1日	浜松市水道部 静岡県浜松市中区住 吉5丁目13-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	9,338,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
後納郵便契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成24年4月1日	郵便事業(株)浜松東 支店 静岡県浜松市東区西 塚町302	郵便料金(信書に係るものであ つて、料金を後納するもの)による 契約であり、会計細則第52条第 6号に該当。	—	3,336,000	—	—	郵便料金(信書に係るもので あって、料金を後納するもの)に よる契約であるため。	9	
照射解凍赤血球濃厚液他 28件	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 宇佐美 郁治	平成24年4月1日	(認)日本赤十字社東 海北陸ブロック血液セ ンター 愛知県瀬戸市南山口 町539-3	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	12,016,000	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
ラジオアイソトープ	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 宇佐美 郁治	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	14,984,000	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 宇佐美 郁治	平成24年4月1日	日本郵政(株) 愛知県尾張旭市向町2 -2-1	郵便料金(信書に係るものであ つて、料金を後納するもの)による 契約であり、会計細則第52条第 6号に該当。	—	1,751,810	—	—	郵便料金(信書に係るもので あつて、料金を後納するもの)に よる契約であるため。	9	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	平成24年4月1日	堺市水道局 大阪府堺市堺区百舌 鳥北町1-39-2	契約相手が唯一であり会計細 則第52条第6号に該当。	—	45,599,308	—	—	供給可能な業者が他にいな いため。	8	
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	平成24年4月1日	堺市水道局 大阪府堺市堺区百舌 鳥北町1-39-2	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	76,824,224	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 山田 義夫	平成24年4月1日	日本郵政(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	郵便料金(信書に係るものであ つて、料金を後納するもの)による 契約であり、会計細則第52条第 6号に該当。	—	6,123,273	—	—	郵便料金(信書に係るもので あつて、料金を後納するもの)に よる契約であるため。	9	
カーディオライト注射液他 単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	82,886,160	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
照射赤血球濃厚液他単価 契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	兵庫県赤十字血液セン ター 兵庫県神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-5	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	80,527,620	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
FDGスキャン注単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	52,357,200	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであ るため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他 に当該契約を結べる相手が存 在しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	4,309,200	—	—	駐車場の賃貸借契約であ り、契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他 に当該契約を結べる相手が存 在しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	2,304,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であ り、契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他 に当該契約を結べる相手が存 在しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	1,098,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であ り、契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に 当該契約を結べる相手が存在し ないことから、会計細則第52条第 6号に該当。	—	1,386,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
宿舎賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成24年4月1日	(株)レオパレス21 大阪府大阪市北区浪 花町14-25	宿舎賃借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に ないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	33,599,440	—	—	宿舎賃借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	5	
薬品費単価契約カルディオ デザイン注他3件	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1- 23 契約担当役 院長 大西 一男	平成24年4月1日	日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	29,033,970	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
薬品費単価契約照射赤血 球濃厚液A型他7件	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1- 23 契約担当役 院長 大西 一男	平成24年4月1日	(認)兵庫県赤十字血 液センター 兵庫県神戸市中央区 脇浜海岸通1-4	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	44,778,329	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1- 23 契約担当役 院長 大西 一男	平成24年4月1日	神戸市水道局 兵庫県神戸市中央区 加納町6-5-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	29,286,779	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1- 23 契約担当役 院長 大西 一男	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	郵便料金(信書に係るものであ つて、料金を後納するもの)による 契約であり、会計細則第52条第 6号に該当。	—	2,109,940	—	—	郵便料金(信書に係るもので あつて、料金を後納するもの)に よる契約であるため。	9	
ニューロライト注射液 他	独立行政法人労働者健康福祉機構 和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	28,610,295	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
照射赤血球濃厚液 他	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成24年4月1日	(認)和歌山県赤十字 血液センター 和歌山県和歌山市栄 谷字丸江153	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	72,308,357	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
朱洗松江倉庫賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成24年4月1日	(株)朱洗 和歌山県和歌山市中ノ 店南ノ丁21番地	建物賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,410,000	—	—	建物賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成24年4月1日	和歌山市水道局 和歌山県和歌山市七 番丁23番地	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	48,457,272	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
輸血用血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	平成24年4月1日	(認)鳥取県赤十字血 液センター 鳥取県鳥取市江津37 0番地	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	77,059,520	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	23,044,350	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	平成24年4月1日	米子市水道局 鳥取県米子市車尾南2 -8-1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	36,527,333	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
放射線医薬品の購入	独立行政法人労働者健康福祉機 構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1- 10-25 契約担当役 院長 清水 信義	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	8,973,510	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機 構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1- 10-25 契約担当役 院長 清水 信義	平成24年4月1日	(認)岡山県赤十字血 液センター 岡山県岡山市北区いづ み町3-36	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	67,501,548	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
照射濃厚血小板「日赤」他 6品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成24年4月1日	(認)山口県赤十字血 液センター 山口県山口市大字野 田字野田172-5	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	53,076,098	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
クリアボーン注740BQ他 1品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	14,291,970	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成24年4月1日	山陽小野田市水道局 山口県山陽小野田市 日の出1-1-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	22,581,686	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
照射赤血球濃厚液 他	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	日本赤十字社中四国ブ ロック血液センター 香川県高松市郷東町 字新開587-1	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	103,115,319	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
クリアボーン注740MB 他	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	24,382,655	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当 該契約を結べる相手が存在しな いことから、会計細則第52条第6 号に該当。	—	3,030,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当 該契約を結べる相手が存在しな いことから、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,740,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当 該契約を結べる相手が存在しな いことから、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,716,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当 該契約を結べる相手が存在しな いことから、会計細則第52条第6 号に該当。	—	840,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機 構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当 該契約を結べる相手が存在しな いことから、会計細則第52条第6 号に該当。	—	2,892,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,340,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,380,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,080,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
駐車場賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成24年4月1日	おふく株式会社 香川県丸亀市通町27番地	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,800,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
上下水道供給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 愛媛労災病院 〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27 契約担当役 院長 内藤 克輔	平成24年4月1日	新居浜市水道局 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	18,868,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
放射性同位元素購入	独立行政法人労働者健康福祉機構 九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1 契約担当役 院長 糸満 盛憲	平成24年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	32,962,335	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北 町1-1 契約担当役 院長 糸満 盛憲	平成24年4月1日	(認)福岡県赤十字血液センター 福岡県筑紫野市上古賀1丁目2番1号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	55,798,960	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
照射赤血球MAP他	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 倉本 博	平成24年4月1日	日本赤十字社九州ブロック血液センター 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	19,684,608	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
CT保守点検業務	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 横山 博明	平成24年4月1日	エム・シー・ヘルスケア(株) 東京都港区港南2丁目16番1号13階	有利な価格で契約できる見込みがあったため、会計細則第52条第4号に該当。	—	19,202,400	—	—	有利な価格で契約できる見込みがあったため、	19	
MRI(LX)保守点検業務	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 横山 博明	平成24年4月1日	エム・シー・ヘルスケア(株) 東京都港区港南2丁目16番1号13階	有利な価格で契約できる見込みがあったため、会計細則第52条第4号に該当。	—	12,337,500	—	—	有利な価格で契約できる見込みがあったため、	19	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	平成24年4月1日	吉備中央町 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7382	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	16,278,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災看護専門学校 〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38 契約担当役 校長 草野 満夫	平成24年4月1日	釧路市水道部 北海道釧路市南大通2丁目1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	2,264,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	8	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災看護専門学校 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 校長 山田 義夫	平成24年4月1日	堺水道局 大阪府堺市北区百舌 鳥梅北町1丁39番2	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	3,800,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災看護専門学校 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 校長 林 紀夫	平成24年4月1日	尼崎市水道局 兵庫県尼崎市東七松 町2丁目4-16	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	1,597,190	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災看護専門学校 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1- 10-25 契約担当役 校長 清水 信義	平成24年4月1日	岡山市水道局 岡山県岡山市北区鹿 田町2丁目1-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	3,321,759	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
水道	独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション宮城作業所 〒981-0121 宮城県宮城郡利府町神谷沢字広 畑9-2 契約担当役 所長 小松 哲郎	平成24年4月1日	利府町水道事業 宮城県宮城郡利府町 利府字新並松4番地 (利府町役場)	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	1,806,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション長野作業所 〒393-0091 長野県諏訪郡下諏訪町社7001 契約担当役 所長 茂野 卓	平成24年4月1日	下諏訪町 建設水道課 長野県諏訪郡下諏訪 町4613番地1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	971,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション愛知作業所 〒489-0964 愛知県瀬戸市上之山町2-184 契約担当役 所長 南木 道生	平成24年4月1日	瀬戸市水道局 愛知県瀬戸市原山町1 番地の7	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	1,682,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
下水道使用料	独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション福岡作業所 〒811-3435 福岡県宗像市用山250 契約担当役 所長 岡村 知彦	平成24年4月1日	宗像市市役所宗像地区 区事務組合 福岡県宗像市東郷1-1-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	1,180,000	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	8	
事務所賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道産業保健推進センター 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F 契約担当役 所長 三宅 浩次	平成24年4月1日	(社)北海道中小企業会 館 北海道札幌市中央区 北1条西7丁目1番地	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	5,115,468	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森産業保健推進センター 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日 生命青森ビル8F 契約担当役 所長 齊藤 勝	平成24年4月1日	朝日生命保険相互会 社 東京都千代田区大手 町2丁目6番1号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	9,479,844	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
職員宿舍賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森産業保健推進センター 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日 生命青森ビル8F 契約担当役 所長 齊藤 勝	平成24年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に いないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	900,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F 契約担当役 所長 石川 育成	平成24年4月1日	(株)盛岡地域交流セン ター 岩手県盛岡市盛岡駅 西通二丁目9番1号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	4,490,040	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F 契約担当役 所長 石川 育成	平成24年4月1日	秋田県 秋田市山王四丁目1-1	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	1,108,882	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
事務所賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健推進センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル15F 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成24年4月1日	三井住友信託銀行 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,780,560	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構山形産業保健推進センター 〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F 契約担当役 所長 齋藤 忠明	平成24年4月1日	両羽不動産(株) 山形県山形市旅籠町3-1-4	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,817,296	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構福島産業保健推進センター 〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10F 契約担当役 所長 小山 菊雄	平成24年4月1日	住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,454,248	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構茨城産業保健推進センター 〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル8F 契約担当役 所長 小松 満	平成24年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,151,008	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構栃木産業保健推進センター 〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 住友生命宇都宮ビル4F 契約担当役 所長 武藤 孝司	平成24年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,044,800	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング6F 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成24年4月1日	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株) 東京都千代田区丸の内3-3-1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,798,524	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2- 2-3 さいたま浦和ビルディング6F 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成24年4月1日	(社)群馬県医師会 前橋市千代田町1丁目 7番4号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	4,743,540	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉産業保健推進センター 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル8F 契約担当役 所長 能川 浩二	平成24年4月1日	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内1-6-6	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	5,864,664	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借(東京)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成24年4月1日	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	31,839,684	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
職員宿舍賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成24年4月1日	東京建物不動産販売 株式会社 東京都新宿区西新宿1 -25-1	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に いないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,260,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にいないため。	5	
事務所賃貸借(山梨)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成24年4月1日	社団法人山梨県医師 会 山梨県甲府市丸の内2 丁目32番11号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,600,000	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借(長野)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成24年4月1日	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,331,680	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所清掃業務	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成24年4月1日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石 114 丁目22番2号	事務所賃貸契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,008,000	—	—	事務所賃貸契約相手方の指定による清掃業者のため、他に競争相手が存在しないため。	5	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 神奈川産業保健推進センター 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F 契約担当役 所長 石渡 弘一	平成24年4月1日	(株)安田ビル 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-20-1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	16,218,096	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟産業保健推進センター 〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F 契約担当役 所長 興梠 建郎	平成24年4月1日	朝日生命保険相互 社 東京都千代田区大島 町二丁目6番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	9,570,672	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 石川産業保健推進センター 〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1金沢パークビル9F 契約担当役 所長 小山 善子	平成24年4月1日	三菱地所(株) 愛知県名古屋市中村 区名駅三丁目 8番12 号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,102,692	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 石川産業保健推進センター 〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1金沢パークビル9F 契約担当役 所長 小山 善子	平成24年4月1日	(株)加藤ビル 福井県福井市中央1丁目3番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,266,728	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
職員宿舍賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 静岡産業保健推進センター 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2-13-1 住友生命静岡常盤町ビル9F 契約担当役 所長 鎌田 隆	平成24年4月1日	(株)山晃住 静岡県静岡市市駒形通1丁目3-34	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	948,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 静岡産業保健推進センター 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2-13-1 住友生命静岡常盤ビル9F 契約担当役 所長 鎌田 隆	平成24年4月1日	日本生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 城見1丁目4番—35号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,947,580	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 三重産業保健推進センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県 医師会館ビル5F 契約担当役 所長 和田 文明	平成24年4月1日	(社)三重県医師会 三重県津市桜橋2丁目 191番4	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	2,659,200	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借(京都)	独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーパネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成24年4月1日	(株)アーパネックス 大阪府大阪市平野町 四丁目1番2号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	4,406,988	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借(滋賀)	独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーパネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成24年4月1日	日本生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 今橋3丁目5番12号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	1,542,207	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
職員宿舍賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーパネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成24年4月1日	(株)京都ライフ 京都府京都市下京区 東塩小路町717-1	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に ないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,260,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	5	
職員宿舍賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーパネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成24年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に ないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,320,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成24年4月1日	(株)りそな銀行不動産営業部 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,216,600	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
職員宿舍賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成24年4月1日	(株)大阪ガスファシリティーズ 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目8番29号	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	852,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成24年4月1日	(株)日建 大阪府東大阪市小坂2丁目14番18号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,000,312	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成24年4月1日	奈良交通(株) 奈良県奈良市大宮町1丁目25号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,925,204	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
兵庫産業保健推進センター事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8F 契約担当役 所長 川島 龍一	平成24年4月1日	東急リパブル(株) 大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,028,836	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
鳥取産業保健推進連絡事務所事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8F 契約担当役 所長 川島 龍一	平成24年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二丁目4番12号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,494,044	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
兵庫産業保健推進センター借上げ職員宿舍賃賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8F 契約担当役 所長 川島 龍一	平成24年4月1日	金栄 道雄 神戸市灘区水道筋6丁目4番13号	宿舍賃賃借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,728,000	—	—	宿舍賃賃借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃賃借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山産業保健推進センター 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12F 契約担当役 所長 石川 勉	平成24年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋2-7-1	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,632,000	—	—	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	5	
事務所賃賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成24年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋2丁目4番12号	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,860,724	—	—	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	5	
職員宿舍賃賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成24年4月1日	個人	宿舍賃賃借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,200,000	—	—	宿舍賃賃借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成24年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋2丁目4番12号	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,351,440	—	—	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	5	
事務所賃賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構山口産業保健推進センター 〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F 契約担当役 所長 赤川 悦夫	平成24年4月1日	山口建設(株) 山口県山口市旭通り2-9-19	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,262,200	—	—	事務所の賃賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 徳島産業保健推進センター 〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県 医師会館3F 契約担当役 所長 斎藤 恵	平成24年4月1日	(社)徳島県医師会 徳島県徳島市幸町3-61	事務所の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手方が 当該業者以外にいないことから、 会計細則第52条第6号に 該当。	—	5,007,240	—	—	事務所の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	5	
平成24年度事務所賃貸借 契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住 友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成24年4月1日	三井住友海上火災保 険株式会社 東京都中央区新川二 丁目27番2号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	7,019,088	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
借上げ宿舍建物賃貸借契 約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住 友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成24年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に ないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,632,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	5	
借上げ宿舍建物賃貸借契 約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住 友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成24年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に ないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	804,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	5	
平成24年度事務所賃貸借 契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住 友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成24年4月1日	富国生命保険相互会 社 東京都千代田区内幸 町2丁目2番2号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,103,752	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 愛媛産業保健推進センター 〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山 千舟454ビル2F 契約担当役 所長 中矢 良一	平成24年4月1日	合同会社CKRF6 東京都港区新橋二丁 目2番9号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,502,920	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成24年4月1日	(社)福岡県医師会 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	8,551,620	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所一時使用賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成24年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二丁目4番12号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,825,944	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成24年4月1日	中央三井信託銀行 (株) 東京都港区芝3丁目3番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	720,142	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎産業保健推進センター 〒852-8117 長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3F 契約担当役 所長 福島 建一	平成24年4月1日	(株)建友社興産 長崎県長崎市平野町3-5	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,780,000	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本産業保健推進センター 〒860-0806 熊本県熊本市花畑町9-24 住友生命熊本ビル3F 契約担当役 所長 北野 邦俊	平成24年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,395,568	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿児島産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成24年4月1日	ソフトマックス(株) 鹿児島県鹿児島市加治屋町12番11号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,922,128	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
借上げ宿舎建物賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島県産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成24年4月1日	(有)関地所 鹿児島市城西3丁目4 番29号	宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	972,000	—	—	宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島県産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成24年4月1日	大同生命保険(株) 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,275,071	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島県産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成24年4月1日	大同生命保険(株) 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,131,524	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	5	
一般撮影装置管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年4月3日	(株)常光札幌支店 北海道札幌市中央区 北5条西13丁目	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,257,500	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
平成24年度診療報酬改定に伴うシステム改修	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年4月3日	日本電気(株)北海道支社 北海道札幌市中央区 大通西4丁目1番地新大通ビル	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。	—	2,331,000	—	—	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。	19	
高架水槽ルーバー撤去	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島県労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年4月6日	岡田土建(株) 千葉県銚子市東芝町3 番地の1	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	1,890,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
職員用駐車場借上げ	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 石部 裕一	平成24年4月27日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	28,350,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
RI棟屋上防水補修工事	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年5月10日	勝井建設工業(株) 北海道岩見沢市岡山町12番地53	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,782,500	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成24年5月21日	中央三井信託銀行株 東京都港区芝3丁目3番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,710,840	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
旧事務所原状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年5月24日	清水建設株式会社広島支店 広島市中区上八丁堀8番2号	現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,517,500	—	—	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状回復工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年5月24日	明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,914,250	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
リニアック位置決めCT(MDCT)管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 由佐 俊和	平成24年5月28日	東芝メディカルシステムズ(株)千葉サービスセンター 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	13,335,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所現状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県庁イカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成24年5月30日	三洋ビル管理 福岡市博多区駅前2-19-27	現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,171,000	—	—	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
宮崎産業保健推進連絡事務所原状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿児島産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成24年5月30日	(株)竹中工務店 宮崎営業所 宮崎市老松1丁目6-21	現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,381,000	—	—	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成24年6月1日	(株)沖縄産業振興センター 沖縄県那覇市宇字小禄1831番地1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,799,300	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
大同生命・廣瀬ビル地下一階貸室賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健推進センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13栄第一生命ビルディング9F 契約担当役 所長 山本 楯	平成24年6月1日	大同生命保険㈱ 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,148,660	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
全自動洗濯脱水機修理	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿児島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年6月2日	(資)樹田鉄工所 東京都港区芝1丁目14番4号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	1,317,750	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
日立X線撮影装置(DFH-158CX)管球交換一式	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成24年6月4日	日立メディコ(株)山口営業所 山口県山口市小郡高砂町1-8	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	5,145,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
東芝循環器用X線撮影装置(InfinixCeleve-i)管 球交換一式	独立行政法人労働者健康福祉機 構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成24年6月29日	東芝メディカルシステム ズ(株)山口サービスセ ンタ 山口県山口市小郡緑 町5-2	早急に修理を実施しなければ診 療に支障をきたし、競争に付する 暇がないことから、会計細則第5 2条第1項に該当。	—	15,225,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診 療に支障をきたし、競争に付す る暇がないため。	13	